

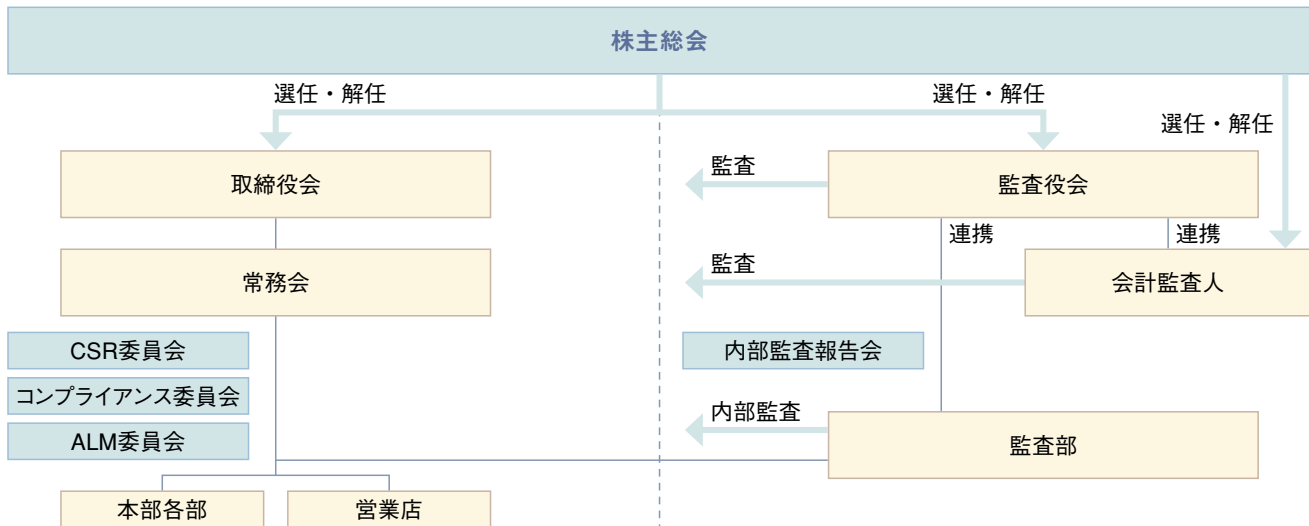
コーポレート・ガバナンスの充実

当行は、地域社会との共存共栄を基本理念として、経営の健全性・効率性・透明性の確保という観点から、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、リスク管理体制の強化や経営の効率性の改善、法令等遵守態勢の徹底、適時適

切な情報開示、ディスクロージャー資料の内容充実などに取り組んでおります。また、刻々と変化する経営環境に適切に対応するため、現状の体制については不断の見直しを行ってまいります。

主なコーポレート・ガバナンス体制（平成20年3月31日現在）は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制の概要（平成20年3月31日現在）



会社の機関の内容（平成20年6月25日現在）

①取締役会

取締役会は、18名の取締役で構成され、監査役出席のもと、原則毎月1回開催し、当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

②監査役会

当行は、監査役会制度採用会社であり、監査役4名（うち社外監査役2名）が監査役会を原則として毎月1回開催しております。各監査役は、監査役会において定めた監査計画等に従い、取締役会や常務会、内部監査報告会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。なお、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行なうとともに、内部監査部門等からの報告を通じて適切な監査を実施しております。

③常務会

常務会は、取締役会長・取締役頭取・専務取締役・常務取締役から構成され、投資計画、新商品の開発、営業体制の強化、リスク状況の把握など、経営全般について迅速な意思決定を行なうために、必要に応じ開催しております。なお、重要な業務の執行については取締役会に上程しております。

④内部監査体制

内部監査を実施する監査部を設置し、当行の健全かつ適切な業務運営の遂行を目的として、毎年取締役会が承認した「年度内部監査計画」に基づき、被監査店の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価しております。また、原則毎月1回、取締役頭取を含む経営陣が出席する内部監査報告会を実施し、監査結果の報告及び被監査店の実態、問題点、課題についての検討を行い、当行のリスクの軽減化、事務の堅確化、業務運営の適切性の確保に努めております。

内部統制システムの整備の状況

当行では、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築に関する基本方針を取締役会において決議し、下記のとおり、業務の適正を確保する体制を整備しております。

財務報告に係る内部統制報告制度への対応

平成20年4月1日以降、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度が適用開始となりました。当行グループでは、財務報告に係る内部統制の企画、統轄、評価を実施する専

門部署として平成20年6月、経営管理部内に「内部統制グループ」を新設し、内部統制報告書提出に向けて準備を進めております。

適時・適切な情報開示

経営情報等の積極的かつ公正な開示により、顧客、株主、地域社会等とのコミュニケーションを図り、一層透明な経営の確保に努めております。平成20年4月、「経営関連情報開示規程」を新たに制定し、総合企画部を統轄部署として、公正かつ適時・適切な情報開示が行える態勢を整備しております。

内部統制システム構築に関する基本方針

〈基本方針〉

当行は、CSR（企業の社会的責任）を銀行経営の要諦と位置づけ、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。また、変化する経営環境に適切に対応するため、適宜必要に応じて体制の見直しを行ってまいります。

（業務の適正を確保する体制）

<p>1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>当行は法令遵守を銀行経営の最重要課題と認識し、法令遵守の基本規程である「法令等遵守規程」を定め、役職員の誠実で公正な企業活動の遂行に努めております。</p> <p>この規程に基づき、行内横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置し、毎年度の「コンプライアンスプログラム」の起案、並びに法令等違反に関する事実の報告・相談体制を整備し、重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。</p> <p>また、「法令等遵守規程」に基づき、「内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）」を整備しております。</p> <p>市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力が取引先となることを防止すると共に、不当な要求には応じません。</p>	<p>5.当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>当行は当行グループにおける業務の適正を確保するため、当行グループを一体と考え、グループ全体が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を構築しております。</p> <p>当行のグループ会社には全て当行から業務に精通した取締役を派遣しております。また、「職制規程」においてグループ会社の統轄は総合企画部が行うことを定めております。</p> <p>グループ会社の代表取締役は全部課店長会やCSR委員会等の重要な会議に出席しております。</p> <p>当行の監査役及び監査部はグループ会社に対しても定期的に業務監査を行っております。</p>
<p>2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>当行は取締役会、常務会、その他重要な諸会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報の保存及び管理方法を「事務取扱要領」で定め、適切に管理しております。</p>	<p>6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>当行は監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、遅滞なく対応するとともに、その職務を遂行するために十分な体制を構築します。なお、監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとしております。</p>
<p>3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>当行は基本規程である「リスク管理規程」を定め、これに基づいて主要なリスク毎に具体的な管理体制を構築するとともに、リスク管理の統轄部署を経営管理部と定め、統合的リスク管理を行っております。リスク管理に関する重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。</p> <p>また、半期毎に取締役会で「リスク管理方針」を定め、経営環境の変化に対応しております。</p>	<p>7.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>監査役は当行の経営状態を十分に把握し、監査役としての業務執行の実効性を確保するため、取締役会及び常務会へ出席しているほか、内部監査報告会、コンプライアンス委員会、CSR委員会、ALM委員会等の主要な会議にも出席しております。</p> <p>また、監査役は代表取締役と定期的な意見交換会を開催しております。</p> <p>当行は稟議書やその他の重要な報告は監査役にも回付するなど、監査役に報告するための体制を整備しております。</p>
<p>4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>当行は取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定め、取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を役付取締役で構成される常務会に委任しております。</p> <p>役付取締役については、担当部室及び担当営業エリアを定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。</p>	